

## 令和8年度

### (債務)浦川・城西・気田浄化センター脱水ケーキ運搬業務 仕様書

- 1 この業務委託は、浦川浄化センター、城西浄化センター及び気田浄化センターから発生する産業廃棄物である脱水ケーキ年間予定運搬量 205 t（内訳は下記のとおり）を、本契約書の産業廃棄物収集・運搬に関する特約条項第4条に記す産業廃棄物処分場へ安全かつ適正に運搬するものである。

浦川浄化センター 85 t／年

城西浄化センター 45 t／年

気田浄化センター 75 t／年

1回の搬出は、最大時4.0 t程度となる。

- 2 業務期間：令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 3 各浄化センターに係る運搬予定日等は、前月までに連絡するが、途中で変更となることもある。
- 4 運搬車両は、10 t未満の車両（脱着装置付きコンテナ専用車）を使用し、各浄化センターの搬出場所の確認をすること。なお、浦川・城西浄化センターは浄化センター専用コンテナでの運搬、気田浄化センターは受託者のコンテナを使用し、運搬するものとする。
- 5 運搬方法は、委託者が指定する日に各浄化センター現場係員の指示に従い、運搬車両の積載容量に応じた脱水ケーキを積み込み運搬すること。
- 6 脱水ケーキ運搬量は、受託者が計量証明書の交付されている計量器にて計量すること。
- 7 脱水ケーキの運搬作業は、原則として休日を避け、午前8時30分から午後5時までの間に各浄化センターでの作業を完了するものとする。
- 8 脱水ケーキの積み込み等の際、施設を破損する恐れのない車両を使用すること。  
なお、受託業者の原因により破損等起こした場合は、受託者の責任の下で補修すること。
- 9 積み込みに際しては、脱水ケーキを周囲に飛散させないよう留意し、積み込み終了後は作業範囲を清潔に保つため受託者の責任において清掃等を実施すること。
- 10 運搬に際しては、臭気漏れを起こさない対策を施した上で、廃棄物の飛散・流出、交通安全等に十分注意すること。
- 11 廃棄物の運搬に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守すること。
- 12 業務完了報告書は、月毎に提出すること。

- 1 3 契約金の支払は、業務完了報告書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）による出来高検査後、契約書に基づき支払うものとする。
- 1 4 本業務を遂行するにあたって生じた疑義については、十分協議のうえ決定するものとする。
- 1 5 適正処理に必要な情報の提供
- (1) 産業廃棄物の発生工程  
浦川浄化センター：水処理で発生した濃縮汚泥を脱水させたもの  
城西浄化センター：水処理で発生した余剰汚泥を脱水させたもの  
気田浄化センター：水処理で発生した濃縮汚泥を脱水させたもの
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿  
浦川浄化センター：含水率約 81.5%の汚泥  
城西浄化センター：含水率約 82.5%の汚泥  
気田浄化センター：含水率約 82.2%の汚泥
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項  
浦川浄化センター：腐敗による悪臭発生  
城西浄化センター：腐敗による悪臭発生  
気田浄化センター：腐敗による悪臭発生
- (4) 混合等により生ずる支障  
無し
- (5) 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項  
該当なし
- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項  
該当なし
- (7) 委託者が特定化学物資の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合  
該当なし
- (8) その他取扱いの注意事項  
無し
- 1 6 提出書類
- ・産業廃棄物運搬車両一覧表（着手時及び変更のつど）
  - ・各施設からの処分場までの経路図（着手時及び変更のつど）
  - ・マニフェスト B2 票（運搬のつど）
  - ・計量票（運搬のつど）
  - ・業務完了報告書（請求のつど、月単位）